

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第785号)

平成22年7月13日

横 情 審 答 申 第 785 号

平 成 22 年 7 月 13 日

横浜市交通事業管理者 池 田 輝 政 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき
ご質問について（答申）

平成22年3月10日交施第980号による次の質問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市港南区野庭町特定地番に設置されている上永谷擁壁について 1．別紙、
擁壁検討結果表作成に関するすべての資料 2．上記、擁壁検討結果表の推定値の算
出式及び根拠資料すべて 3．上記、擁壁検討結果表の判定結果決定に関する根拠資
料すべて」の非開示決定に対する異議申立てについての質問

答 申

1 審査会の結論

横浜市交通事業管理者が、「横浜市港南区野庭町特定地番に設置されている上永谷擁壁について 1. 別紙、擁壁検討結果表作成に関するすべての資料 2. 上記、擁壁検討結果表の推定値の算出式及び根拠資料すべて 3. 上記、擁壁検討結果表の判定結果決定に関する根拠資料すべて」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市港南区野庭町特定地番に設置されている上永谷擁壁について 1. 別紙、擁壁検討結果表作成に関するすべての資料 2. 上記、擁壁検討結果表の推定値の算出式及び根拠資料すべて 3. 上記、擁壁検討結果表の判定結果決定に関する根拠資料すべて」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市交通事業管理者（以下「実施機関」という。）が平成21年10月29日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 横浜市は、昭和49年に横浜市営地下鉄ブルーライン上永谷駅付近（横浜市港南区野庭町特定地番）の鉄道構造物コンクリート擁壁（以下「本件擁壁」という。）を築造した。

擁壁検討結果表は、横浜市と本件擁壁に隣接する土地を所有していた異議申立人（以下「申立人」という。）との間で、本件擁壁の強度について協議をしていた平成16年当時、この協議の参考とするため、昭和49年当時本件擁壁を築造した工事請負人（以下「工事請負人」という。）に作成させ横浜市が受領した、本件擁壁の強度の検討結果表である。

なお、擁壁検討結果表では、本件擁壁の強度は、常時・地震時ともに総合判定において「N.G」となっている。

- (2) 横浜市は、工事請負人から擁壁検討結果表以外に、その内容を補足する計算式や

各物性値の根拠資料を一切受領していない。擁壁検討結果表を受領した以降においても同様である。

- (3) 本件擁壁は、昭和49年の築造にあたり、当時の設計基準に基づき安定した擁壁として設計されたものであるため、擁壁検討結果表の判定結果に疑義を持ち、改めて専門の設計コンサルタント（以下「コンサルタント」という。）に本件擁壁の設計の検証業務を委託した。

この検証業務において、改めて現地でボーリング調査を実施し、実証された物性値に基づいて当時の設計基準による検証を行ったところ、本件擁壁は、常時・地震時ともに安定する「O.K」との判定となった。

- (4) このため、擁壁検討結果表は不適切な推定値に基づく検討結果であると判断し、その余の根拠資料等を工事請負人に対して求めたことはなく、横浜市においても、擁壁検討結果表の検証作業や関係資料の作成を行った経緯がない。

以上のことから、本件請求に係る行政文書は作成し、又は取得しておらず保有していないため、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 擁壁検討結果表については、事前に「アースアンカーが構造物として、必要であるかどうかについて確認している」（施設課、係長が当時発言）はずであり、うその計数・根拠のない計数を記入している以外、当該資料は保管されているはずである。市民あてに提出した資料に、確認できるものが無いとは考えられない。隠ぺい工作をせずに、該当資料の開示を求める。
- (3) 行政が地権者等市民に提出する書類は、決裁など取っているはずである。書類に記載された数値について、裏づけとなるものが全くないとは考えがたい。ましてや、今回の擁壁検討結果表は総合判定が「N.G」である。工事請負人が自ら施工した建築物を「N.G」にしているのだから、普通であれば、なぜ「N.G」であったのかを検討するはずであり、資料があるはずである。

5 審査会の判断

- (1) 横浜市営地下鉄の鉄道構造物の維持管理に係る事務について

横浜市交通局では、鉄道構造物のうち、トンネル、高架橋、擁壁などのコンクリート構造物の維持管理に係る事務を、施設課と横浜市内に3箇所設置している保守管理所とが連携をして行っている。

(2) 擁壁検討結果表について

擁壁検討結果表は、実施機関の説明によると、本件擁壁の強度と本件擁壁の背面に設置されているアースアンカーとの関係について、平成16年に申立人から疑問を提示された際に、申立人に対して、本件擁壁の強度等を説明するために使用した資料であり、作成にあたっては、本件擁壁は昭和49年の築造からかなりの年数が経過していたために、設計資料が手元にはなくなっていたことから、実施機関が工事請負人に依頼し、取得したとのことである。

なお、当審査会において、擁壁検討結果表を見分したところ、本件擁壁の強度を示す総合判定は、常時及び地震時ともに「N.G」となっていた。

(3) 本件申立文書について

開示請求書には本件擁壁についての次のアからウまでの三つの文書名が記載されている。

ア 擁壁検討結果表作成に関するすべての資料

イ 上記、擁壁検討結果表の推定値の算出式及び根拠資料すべて

ウ 上記、擁壁検討結果表の判定結果決定に関する根拠資料すべて

アは、工事請負人が擁壁検討結果表を作成するにあたり、作成又は使用したすべての資料であり、イ及びウを含めた資料と解される。

イは、擁壁検討結果表に「注）上表中の土質種類及び物性値は推定値である。」と記載された「推定値」を算出する際に用いた計算式及びその計算式の根拠となるすべての資料と解される。ここで、「物性値」とは、物質が持っている性質をある尺度で表したものであり、表中においては「単位体積重量」、「裏込めせん断抵抗角」及び「基礎底面摩擦角」を指している。

ウは、擁壁検討結果表中「転倒照査（常時・地震時）」の判定、「滑動照査（常時・地震時）」の判定、「支持力照査（常時）」の判定及び総合判定（常時・地震時）で「N.G」とされた判定結果（以下「判定結果」という。）に関するすべての根拠資料と解される。

当審査会においては、アからウまでの三つの文書を本件申立文書として、以下判断する。

(4) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないと主張しているため、当審査会では、平成22年5月19日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 擁壁検討結果表は、平成16年に申立人に対して、本件擁壁の強度等を説明するために作成した資料である。作成は、工事請負人に依頼したが、時間的な制限があったことから、一般的、標準的な物性値を使用していたと推測している。

(イ) 本件擁壁は、築造当時に基準どおりに作られているはずだという認識でいたため、検討結果に疑義を持ち、あらためてコンサルタントに地質調査等の実施を依頼し、実際の物性値を用いて検証を実施した結果、本件擁壁は、常時・地震時ともに安定するとの検証結果が得られた。この検証結果については、申立人に開示をしたところである。

(ウ) 擁壁の強度は、現地の土質に影響されることから、実際の土質に基づいた検証でなければ、強度について正確な検証はできない。このため、標準的な物性値を使用していたと推測される擁壁検討結果表の検証や計算に用いた根拠資料等を工事請負人に対して提出を求めたことはない。また横浜市としても擁壁検討結果表についての検証を行ったことはないため、根拠資料等の文書は存在しないので非開示とした。

イ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

実際に本件擁壁を築造した工事請負人が作成した擁壁検討結果表の判定結果について、工事請負人に対して判定の根拠となる資料等の提出を求めることなく、何の検証も実施していないということは不自然ではある。しかし、実施機関によるとその後、コンサルタントに依頼して実際の土質の調査及びそれに基づく物性値による検証を実施しており、その結果が常時・地震時ともに安定することであったことから、擁壁検討結果表についての検証を行なっておらず、このために判定結果の根拠となる資料を作成し、又は取得しておらず、保有していないとのことであり、その説明は、不合理とまではいえない。

(5) 結論

以上により、実施機関が、本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年3月10日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成22年3月15日 (第166回第二部会) 平成22年3月19日 (第98回第三部会) 平成22年3月25日 (第163回第一部会)	・諮問の報告
平成22年4月14日 (第168回第二部会)	・審議
平成22年4月15日	・異議申立人から意見書を受理
平成22年4月28日 (第169回第二部会)	・審議
平成22年5月12日 (第170回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成22年5月19日 (第171回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成22年6月9日 (第172回第二部会)	・審議
平成22年6月23日 (第173回第二部会)	・審議